

公 示

次のとおりプロポーザル方式の募集を行います。

令和2年9月17日

佐賀県立佐賀農業高等学校長

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度佐賀県立佐賀農業高等学校修学旅行業務

(2) 目的

- ①佐賀県と異なる生活環境の中で、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むため。
- ②課題意識を持ち、実地調査を行うことで、主体性や課題発見力、多面的思考力、課題解決力など、本校の掲げるグローバル素養を育成するため。

(3) 業務内容等

別紙1「仕様書」のとおり

2 参加資格

以下の条件を全て満たす者であること

- (1) 旅行業施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第86号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行わない者であること。

3 説明会

参加申し込み期限内に、随時実施する。

4 参加申込及び参加資格確認の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を令和2年9月25日（金）までに本校へ郵送又は持参してください。

(2) 資格確認の通知

令和2年9月25日（金）までに参加申込者全員に資格の有無を別紙様式2「参加資格確認通知書」により通知します。

5 質問受付及び回答

(1) 質問受付

参加資格がある者で、内容に質問がある場合は、別紙様式3「佐賀県立佐賀農業高等学校修学旅行業務委託に対する質問・回答書」を令和2年10月9日（金）までにご提出ください。

(2) 質問回答

参加申込者全員に、令和2年10月12日（月）までに書面で回答します。

6 提案書の提出

(1) 提出書類（詳細は別紙1「仕様書」を参照）

- ・提案書（任意様式 A4 版）
- ・見積書（任意様式 A4 版）
- ・別紙様式 4「業務実績調書」

(2) 提出期限

令和2年10月15日（木）までに本校へ郵送又は持参してください。

7 ヒアリングの実施

令和2年10月21日（水）に提案内容のヒアリングを実施します。詳細については別途通知します。

8 審査

別紙2「審査要領」のとおり。

9 審査結果の通知

令和2年10月23日（金）までに提案者それぞれに別紙様式5「結果通知書」により通知します。

10 契約締結

審査委員会が最も優れた提案を行った提案者と協議を行い、契約を締結します。

なお、協議は仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲で修正・変更します。

また、最も優れた提案を行った提案者と契約が成立しない場合、次点の提案者と同様の協議を行い契約締結する場合があります。

11 スケジュール

・公示	令和2年 9月17日（木）
・参加申込期限	令和2年 9月25日（金）
・参加資格結果通知	令和2年 9月25日（金）
・質問受付期限	令和2年10月 9日（金）
・質問回答日	令和2年10月12日（月）
・提案書の提出期限	令和2年10月15日（木）
・ヒアリング実施	令和2年10月21日（水）
・審査結果通知	令和2年10月23日（金）
・契約締結	令和2年11月 2日（月）

12 問い合わせ先

〒849-1112

佐賀県杵島郡白石町大字福田1660番地

佐賀県立佐賀農業高等学校 担当： 藤田 諭

電話番号 0952-84-2611 mail : fujita-satoshi2@education.saga.jp

13 その他

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に対する経費は提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書については、本業務以外で使用しませんが、審査を行う際、必要な範囲で複製を作成する場合があります。また、提出された提案書は返却しません。
- (3) 参加申込書提出の後に辞退される場合は、別紙様式6「参加申込辞退書」を提出してください。辞退することにより、他の業務に不利益は生じません。
- (4) 本要領に適さない内容、期限後の提出、また虚偽の記載があると認められる場合は、失格とする場合があります。

仕 様 書

1. 旅行期間

次のいずれかの期間で計画してください。希望順位は（1）、（2）、（3）の順です。

- （1）令和3年11月2日（火）～11月5日（金） 3泊4日
- （2）令和3年12月7日（火）～12月10日（金） 3泊4日
- （3）令和3年10月26日（火）～10月29日（金） 3泊4日

2. 旅行先

不問（ただし、国内研修に限定する）

3. 予定人員

125名（生徒120名、職員5名）

4. 予算

- （1）生徒一人当たり 100,000円以内（税込）

※その他諸経費、旅行傷害・フライト変更保険、しおり代、写真代も含む。

※現地看護師の付添費用も上記金額に含む。

※旅行代金に含まれない個人負担経費がある場合は、別に掲示してください。

- （2）インフルエンザに関する保険料は含まない。

5. 具体的な旅行目的

- （1）農業（本校の専門分野）に関する探究活動を実施し、グローバル素養を育む。

①課題意識を持って、体験活動ができること。

②事前準備を必要とし、その準備の支援があること。

- （2）スポーツやアトラクション等を体験し、楽しい思い出をつくる。

・佐賀県では体験できないこと。

- （3）地元の高中生との交流会を行い、見聞を広め、他者理解を通して、豊かな人間性を育む。

・本校の学習内容と類似している農業高校であることが望ましい。

- （4）地域特有の食を体験し、地域の風土や価値観を知ること、佐賀県の食生活や人間観を振り返り、地域愛を育む。

・地域の食材を使用した食の体験ができる。

6. 提案書内容について

上記1～5の要件を考慮し、以下の内容を含め作成してください。

(1) 研修のコンセプトについて

- ・この修学旅行のテーマや、計画・実行する上で大切にしたいこと。

(2) 宿泊施設について

- ①宿泊施設から研修先までは近いほど良い。(移動時間の明記)
- ②できれば1校1館、他校との同宿がないことが望ましい。
- ③同一棟での宿泊が望ましく、客室は男女別のフロアにする。
- ④安全・衛生管理が十分であること。また、地震や洪水などの自然災害、伝染病が発生したときに、対応ができること。(非常口、避難場所、隔離措置の対応、消毒対応など)
- ⑤客室にはゆとりがあり、部屋の質や大きさに差がないこと。また、軽い病気等が発生した際に使用する部屋として、生徒の休養室を2室以上確保できることが望ましい。
- ⑥大浴場と各部屋の浴室が利用可能であること。
- ⑦全員で集合、および食事ができる十分なスペースがあること。(食堂、レストラン等)
- ⑧緊急事態が発生したときに対応できる施設、または医療機関が確保されていること。
(宿泊施設から病院等までの所要時間、夜間診療可能な病院を明記すること)
- ⑨バスの駐車については、適切な場所を確保すること。
- ⑩宿泊施設の案内(パンフレットなど)を添付すること。
- ⑪宿泊施設が旅館賠償責任保険に加入していること。

(3) 食事について

- ①食物アレルギーに対応した食事ができること。
- ②朝食は3食、昼食は4食、夕食は3食とし、宿泊施設での食事、また研修先で食事をする際は写真付きのメニューを付けること。
- ③食事(弁当を含む)は、質・量が確保してあり、衛生的であること。
- ④移動中での食事となる場合は、メニューを付けること。

(4) 探究活動やスポーツ研修、高校生との交流会について

- ①探究活動やスポーツ研修では、一般の方や他校生と、時間と場所が重ならないように、できるだけ配慮すること。
- ②ケガなどを理由に、探究活動やスポーツ研修、高校生との交流会に参加できない場合、該当生徒への代替案を掲示すること。
- ③悪天候などで、探究活動やスポーツ研修、高校生との交流会が中止になる場合、代替案を用意すること。
- ④救急体制が確立されていること。
- ⑤探究活動やスポーツ研修では、十分な活動が行えるように、案内係やインストラクターなどが十分に確保されていること。
- ⑥探究活動やスポーツ研修、高校生との交流会は、それぞれの活動の目的が達成できる十分な時間があること。
- ⑦探究活動やスポーツ研修、高校生との交流会での必要な費用は、すべて経費としてあげること。
- ⑧探究活動やスポーツ研修を行う施設、交流会を行う学校について、それぞれ案内(パンフレットなど)を添付すること。

(5) 実施体制について

- ①審査結果通知から契約締結まで、綿密に連絡を取り合い、最善の計画書を作成すること。
- ②契約締結から修学旅行前日まで、修学旅行の事前準備を入念に行い、生徒の学習活動への意識付けを行うこと。
- ③修学旅行期間中は、毎日会議を実施し、その日の反省と次の日の計画について打ち合わせを行うこと。
- ④修学旅行後も、反省会を実施し、改善策を提案すること。

(6) 添乗員、看護師等について

- ①修学旅行実施計画作成者を添乗員(旅程管理主任者)にあてること。
- ②添乗員は2名以上とし、うち1名以上は女性添乗員を必ず含むこと。
- ③救急・看護のため、現地で派遣される看護師1名を同行させること。

(7) 行程及び交通手段について

- ①航空機を使用する場合、往復直行便とする。
- ②貸し切りバスは、1クラスにつき1台以上、計3台以上とする。また、運転手は経験豊かな方を乗務させること。
- ③朝の出発時間が早くならないように、また、帰着の時間は遅くならないように配慮すること。

(8) 安全対策、事故対応について（新型コロナウイルス感染予防対策も含む）

- ①事故防止および安全対策を書面で提出すること。
- ②連絡体制および緊急時の体制を書面で提出すること。
- ③特別補償規定に関することを明記すること。
- ④利用予定の交通機関が、天候不良等の理由により欠航（運休）あるいは到着地変更となり、予定外の支出があった場合の補償について明記すること。
- ⑤旅行傷害保険の内容について資料を提出すること。

7. その他

- (1) 企画書面および見積書を提出される際、簡単な宿泊施設の概要がわかるもの、または案内（パンフレットなど）を添付すること。
- (2) 修学旅行のしおりを作成すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、行先の変更が可能なシステムがあること。
※切り替える条件を設定した上で、あらかじめ九州内（あるいは佐賀県内）の修学旅行の代替案を作成しておく。

8. 落札者は次年度修学旅行の使用交通機関の利用予約を担当する。

審査要領

1 委員会

佐賀県立佐賀農業高等学校内に別の定めにより修学旅行（業務委託業者）選定に係る委員会を設置する。

2 審査方法

提出された提案書の内容及びヒアリング状況により、3の基準で審査し、最も優れた提案を行ったものを決定する。

なお、必要に応じ次点者の決定も行う。

3 審査基準

項目	基準（視点）	配点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を適切に理解しているか。 ・ 内容は具体的であるか。 ・ 成果が期待できる内容であるか。 ・ 創意工夫され特色ある内容であるか。 ・ 実現可能な内容であるか。 	40
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設は要望どおりの内容になっているか。 ・ 宿泊施設は無理のないものになっているか。 ・ 添乗員や現地での体制は適切なものになっているか。 ・ 修学旅行準備期間から、反省会まで対応可能なものになっているか。 	15
行程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行程及び交通手段については要望通りの内容になっているか。 ・ 無理なく、移動の負担の少ない交通手段が確保されているか。 	10
安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染予防策は十分な内容であるか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大により、計画変更が必要になった場合、柔軟な対応ができるか。 ・ 安全対策について、具体的で安全を担保できる内容になっているか。 ・ 事故対応について、具体的で、迅速かつ適切な内容であるか。 ・ 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ・ 保険内容などは十分なものになっているか。 	20
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業務の取組実績は十分であるか。 	5
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対して妥当な経費内訳となっているか。 	10
計		100

※ 審査結果は、申し出があれば開示を行います。最終結果の集計のみとし、委員ごとの審査状況は公表しません。